

別紙 2

論文審査の結果の要旨

カントの共和制の理念：18世紀末プロイセンの「理論と実践」論争を文脈として

論文提出者氏名 網谷 壮介

本論文は哲学者として著名なイマヌエル・カントの、法哲学、政治哲学、歴史哲学の意義を明らかにすることを目的とするものである。カント研究については、批判哲学(いわゆる三批判書)については従来から膨大な研究が蓄積されているが、法、政治、歴史などに関する主として晩年の著作について見ると、相対的に研究は少なく、その評価も定まっていなかった。このようなカントの法・政治哲学像は、近年ドイツ語圏や英語圏で修正されつつあるが、本論文はケアスティングやブラントラの研究成果を踏まえ、なおそれらが不十分であることを示し、批判哲学と法・政治哲学の関連を厳密に読み解きつつ、カントの体系像を再構成する野心的な試みである。

まず序論において、本論文の方法論と構成が示される。方法については思想史学で影響力のある、Q.スキナーのコンテクスト主義が参照される。本論文は、テキストを言語行為として見るスキナーの考え方を、プロイセンの「理論と実践」論争のなかでのカントの位置(第1章)やカントにおける言説戦略の検討(第7,8章など)のために用いるが、スキナー的な方法論に限定せず、現代の政治哲学的視点からの合理的再構成を排除しないことについても言及される。

論文の構成としては、カントの関心に沿って以下の3つのレベルが構成の基本となることが示される。第1に「法と国家の規範的理論」、第2に法を執行するものとしての「政治」、さらに第3に政治を可能にする「政治的なもの」の構想である。

第1章では、カントが政治と法を本格的に論じた最初の論文「理論では正しいかもしれないが実践には役に立たない、という俗言について」を、当時雑誌『ベルリン月報』で行われたプロイセンの議論のなかで検討する。本論文は論争の前提としてのプロイセンの法改革などについて歴史的に考察したあと、ユストゥス・メーザーおよびクリスティアン・ガルヴェらの、フランス革命の急進化を怖れるゆえのカントを含む「人間の権利」理論への攻撃に、カントがどのように対応したかを考察する。カントはこれらの反論を退け、理性にもとづく生得的な権利が政治においても規範性を有することを主張したことが示される。本論文はこうしてカントの法哲学と批判哲学の一貫性を論証する。

続いて第2章以下ではカントの法・政治哲学の論理構成についての考察が展開される。第2章では、『人倫の形而上学』などをもとに、カントの規範の根源を、これまであまり着

目されて来なかった「人間性の権利」と「人間の権利」の差異に着目して解明を試みる。そして叡智的存在である人間が現象的存在でもある自らに対して持つ「人間性の権利」から、万人の自由と両立しない行為を禁じる法則が導出される論理を緻密に追っている。

第3章では、カントの法・政治哲学の中心問題として、自然状態論と国家論との関係が説かれる。まず自然状態における占有に関して、カントがロックの労働による所有権の基礎づけに対してアプリアリな立場から批判したことの意義が明らかにされ、所有を確実なものとする国家状態への移行が定言命令であることが論じられる。国家状態への移行のための契約は、各人の意志に先立つ根源的契約であり、この点でカントはホブズやロックなどとは根本的に異なり、社会契約説論者という位置付けは当たらない、とする従来とは異なる解釈が提示される。

第4章はカントの共和主義構想とそれに関係する代表の概念が論じられる。本論文はカントの諸著作を精緻に読み解くことによって、これまで混同されてきた数種のレベルの共和制理念を区別している。いかなる人格にも依存せず法が支配する純粹理念である「純粹共和制」のほか、現実のものとして、国家市民に立法権が帰属する「真の共和制」、君主があたかも共和制であるかのように統治する「共和主義的統治」、そして君主が人民を招集して体制変革について決議する「設立された共和制」である。本論文はカントの共和制の理念が、既存の解釈のような立憲君主制に尽きるものではないことを論証している。

第5章は「執行する法論」としての政治を、法学とは異なる思慮の視点から扱う。ここではプロイセンでの思慮についての論争史が辿られ、カントがそれらに対していかなる立場を取って共和制理念に近づこうとしたかが示される。またカントのイングランド国制に対する思慮の視点からの批判的見解にも言及される。

第6章ではカントの政治哲学のなかで最近注目されている「許容法則」の意義を論じる。これは命令も禁止もされない行為に対してなされる許容であるが、本論文はカントに至る許容法則の概念を辿ったうえで、カントはこの概念を導入することによって、現実の政治を共和制の理念へと近づけていくプラグマティックな作用を可能にしたことを論じる。

第7章ではカントの「言論の自由」の主張が同時代の政治的コンテクストのなかで持った政治的な意味について検討する。カントは人民の抵抗権を否定し、そのことによって保守的と見做されてきたが、本論文はカントが自らの擁護する「言論の自由」を人民の統治に対する抗議の可能性としても位置付けていることを示し、保守的という評価を覆そうと試みる。そこには抗議が聞き入れられなければ暴動が生じるかもしれないと君主に改革を迫る意図さえ含まれていた。本論文は言語行為論における「発語媒介行為」の概念を用いて、カントのこうした戦略を「政治的なもの」の可能性として把握する。

第8章はカントの歴史哲学を扱う。カントの歴史哲学には「自然の意図」など、批判哲学とは異なり場合によっては矛盾するような考えが含まれており、解釈者を悩ませてきた。本論文はカントの歴史哲学を批判哲学とは距離を置く性格のものとして捉えたうえで、カントの歴史叙述がいわば行為遂行的に、フリードリヒ大王亡きあとの政治の閉塞する時代

にあって、政治的自由を拡大する希望を与えることを意図して試みられたことを論じる。

本論文の意義はきわめて多くの点に見出される。まずこれまで正当に理解されてきたとは言えないカントの法・政治哲学の全容を明らかにし、その意義を明確化した点である。この点で本論文は、日本語文献はもとより、ドイツ語圏、英語圏での諸先行研究に比較してもいっそう徹底しているとともに説得的であり、際立った学術的貢献と評することのできるものである。また方法的には、スキナー由来の政治的コンテクストに分け入ってテキストを政治的な言語行為として捉える方法が適切に用いられているほか、難解なカントの著作の、とりわけ著作間の差異に踏み込んで、それらを歴史のおよび論理的に解明する点でも抜群の力量を示している。「人間性の権利」、「許容法則」、さまざまなレベルでの共和制概念など、従来明確化されていなかった諸概念の意義を明らかにしたことも、きわめて価値の高い貢献である。さらに、同時代のドイツを中心に、メーザー、ゲンツ、メンデルスゾーンなど多くの著作を読解し、カントと対比したことも思想史研究として優れた意義を有する。今後、本論文はカントの法・政治哲学を論じるさいには必ず論及されるべき重要文献となることが確実視される。

一方、現代政治哲学への貢献も見逃せない。最近の議論で言われる「理想理論」と「非理想理論」の枠組みで見れば、カントは一般に理想理論の典型と考えられてきたが、本論文はカントにおいて非理想理論的な側面もあり、政治的現実への多様な対処の努力が見られることを説得的に論証した。このように非理想理論から理想理論への橋渡しとしてカントの法・政治哲学および歴史哲学をとらえる点がとりわけ興味深く、ロールズ以後の政治哲学にとっても有効な問題提起となっている。

本論文においても、以上の高い評価に値する点に比べればわずかではあるが、不十分と考えられる点が見出される。論文の最後の部分でのカントの言説戦略が説得的であるかについては異論の余地があり、「政治的なもの」の概念にはやや曖昧さが残る。また、たとえばカントが国家市民から女性や経済的な非自立者を排除したことはアприオリな原理から説明することはできないが、このような18世紀的制約をどのように見るかについては本論文でもまだ議論が尽くされてはいない。

しかし、これらの不十分な点は本論文の高い学術的価値を損なうものでは全くない。したがって本審査委員会は博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと認定する。